

名古屋地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 債務不存在確認等請求事件
国側当事者・国
平成25年3月14日棄却・確定

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	八木 俊行
同訴訟代理人弁護士(被告国及び被告名古屋市関係)	
	加藤 睦雄
被告	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	田原 秀範
	塚元 修
	近藤 茂
	榊原 和明
	伊藤 憲篤
被告	愛知県
同代表者知事	大村 秀章
同指定代理人	江口 智雄
	小田 昭文
	永田 友彦
	野村 一彦
	渡會 博司
	市原 明
被告	名古屋市
同代表者市長	河村 たかし
同指定代理人	菅沼 啓太
	二宮 一夫
	山田 昌平
	磯部 佐枝子

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 原告の被告国に対する平成17年分の所得税の確定申告書に基づく平成17年分所得税を納

付すべき債務が存在しないことを確認する。

- 2 原告の被告名古屋市に対する平成18年度市民税を納付すべき債務が48万0100円を超えて存在しないことを確認する。
- 3 原告の被告愛知県に対する平成18年度県民税を納付すべき債務が14万6000円を超えて存在しないことを確認する。
- 4 被告国は、原告に対し、233万5660円及び別紙還付加算金目録記載1の金員を支払え。
- 5 被告名古屋市は、原告に対し、72万7600円及び別紙還付加算金目録記載2の金員を支払え。
- 6 被告愛知県は、原告に対し、34万2400円及び別紙還付加算金目録記載3の金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、株式会社A（以下「A」という。）の取締役であった原告が、平成16年分及び平成17年分の所得税に係る各確定申告（以下「本件各確定申告」という。）は、いずれもAの関係者によって無断でされたものであるから、無効であると主張して、①被告国に対しては、平成17年分所得税を納付すべき債務が存在しないことの確認を求める（請求1項）とともに、国税通則法（以下「通則法」という。）56条1項に基づき、平成17年分所得税の一部として納付した233万5660円の還付とこれに対する還付加算金の支払を求め（請求4項）、②被告名古屋市（以下「被告市」という。）に対しては、平成18年度市民税を納付すべき債務が48万0100円を超えて存在しないことの確認を求める（請求2項）とともに、地方税法17条に基づき、平成17年度の市民税及び平成18年度の市民税の一部として納付した72万7600円の還付とこれに対する還付加算金の支払を求め（請求5項）、③被告愛知県（以下「被告県」という。）に対しては、平成18年度県民税を納付すべき債務が14万6000円を超えて存在しないことの確認を求める（請求3項）とともに、同条に基づき、平成17年度の県民税及び平成18年度の県民税の一部として納付した34万2400円の還付とこれに対する還付加算金の支払を求めた（請求6項）事案である。

- 2 前提事実（証拠等の摘示がないものは、当事者間に争いがない。書証番号は特記しない限り枝番を含む。以下同じ。）

(1) 当事者等

ア 原告は、平成13年頃、Aに入社し、平成15年7月1日、その取締役に就任したが、平成19年5月31日、取締役を辞任した。（甲1、20）

イ Aは、平成●年●月●日に設立された水処理装置全般の設計、施工、製作、販売等を目的とする非上場の株式会社であるが、平成●年●月●日、名古屋地方裁判所から破産手続開始決定を受けた。（甲1、20）

ウ 乙（以下「乙」という。）は、Aの創業者であり、平成15年7月以降、Aの代表取締役の地位にあった。（甲1、20）

エ 税理士丙（以下「丙税理士」という。）は、平成13年頃から平成18年頃までの間、Aの顧問税理士を務めていた。（甲20、証人丙）

(2) 原告名義の確定申告

ア 原告の平成16年分所得税確定申告書は、平成17年3月16日、名古屋東税務署長に対して提出された。同確定申告書には、丙税理士の記名押印があり、A等の株式譲渡により1

466万6600円の譲渡所得が生じ、申告納税額は219万1400円である旨が記載されていた。(乙1及び2)

イ 原告の平成17年分所得税確定申告書は、平成18年3月16日、名古屋東税務署長に対して提出された。同確定申告書には、丙税理士の記名押印があり、A等の株式譲渡により3299万9850円の譲渡所得が生じ、申告納税額は492万2200円である旨が記載されていた。(乙4及び5)

(3) 原告に対する市民税・県民税の納税通知書の送付

ア 被告市市税事務所長は、平成17年6月1日付けで、原告に対し、平成17年度市民税・県民税(普通徴収)納税通知書を送付した。同納税通知書には、平成16年中の分離課税の所得(株式等の譲渡、未公開分)は1466万6600円であり、差引普通徴収分として同納税通知書により納める税額は73万3200円である旨が記載されていた。(丙13の2)

イ 被告市市税事務所長は、平成18年6月1日付けで、原告に対し、平成18年度市民税・県民税(普通徴収)納税通知書を送付した。同納税通知書には、平成17年中の分離課税の所得(株式等の譲渡、未公開分)は3299万9850円であり、差引普通徴収分として同納税通知書により納める税額は164万9900円である旨が記載されていた。(丙14の2)

(4) 原告の所得税及び市民税・県民税の納付状況

ア 原告の平成16年分所得税は、平成17年4月19日、口座振替によって全額納付された。原告の平成17年分所得税についての納付状況は、別紙「所得税の納付状況」記載のとおりであり、平成21年10月1日までに合計233万5660円が納付され、258万6540円が納付未了となっている。

イ 原告の平成17年度分及び平成18年度分の市民税・県民税の収納状況は、別紙「平成17年度分及び平成18年度分の市民税・県民税の収納状況」記載のとおりであり、平成17年度分については73万3200円全額が納付され、平成18年度分については70万4000円が納付された。

(5) 本件訴えの提起に至る経緯

ア 原告は、平成22年4月2日、国を被告として、本件各確定申告の無効確認を求める訴え(当庁平成●●年(〇〇)第●●号事件。以下「前訴」という。)を提起したが、同年●月●日、訴えを却下する旨の判決を受けた。同判決は、同年●月●日の経過により確定した。(乙25)

イ 原告は、平成22年11月19日、本件訴えを提起した。(顕著な事実)

3 争点に関する当事者の主張

(1) 被告国に対する請求について

ア 原告の主張

(ア) 平成16年分及び平成17年分の各確定申告書は、いずれも原告の意思に基づくものではなく、丙税理士が原告に無断で提出したものであるから、その効果が原告に帰属することはない。なお、原告は、平成21年10月、津島税務署において上記各確定申告書を見せられた際、丙税理士による無権代理行為である本件各確定申告の内容を初めて明確に知ったものであるから、原告がそれ以前に平成17年分所得税の滞納分を納付していたからといって、上記無権代理行為を追認したと評価することはできない。

(イ) 乙は、平成16年4月頃、原告に指示し、Aが発行する新株の払込金に充てるという名目でB信用金庫（以下「B信金」という。）から借入れをさせた上、当該借入れに係る金員を受領し、さらに、原告を引受人として発行されたAの株式（以下「本件株式」という。）をAにおいて売却してその代金を取得し、株式の売却益に関する税務上の処理については、丙税理士に指示し、原告に譲渡所得が発生したのものとして本件各確定申告をさせたものである。したがって、原告は、本件各確定申告書に記載されている本件株式の譲渡による譲渡所得を得ていない。

所得税法12条は、資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、所得税法を適用する旨（実質所得者課税の原則）規定しているところ、本件株式の譲渡による実質所得者はAであるから、本件株式の譲渡による譲渡所得を原因とする所得税については、原告に納付義務が成立する余地はない。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)のとおり、原告は、平成17年分確定申告によって申告納税額492万2200円の納付義務を負うことはない。そこで、原告は、被告国に対し、平成17年分所得税を納付すべき債務が存在しないことの確認を求めるとともに、通則法56条1項に基づき、上記492万2200円のうち既に納付した233万5660円の還付とこれに対する通則法58条1項3号、租税特別措置法95条及び93条1項に基づく別紙還付加算金目録記載1のと通りの還付加算金の支払を求める。

イ 被告国の主張

(ア) 平成15年分ないし平成17年分の原告の所得税確定申告書の作成及び提出は、いずれも丙税理士がしたものであるところ、原告は、①平成15年分確定申告に基づく還付金を受領してこれを費消し、②平成16年分確定申告に基づく所得税については、自ら作成した預貯金口座振替依頼書（乙3）を名古屋東税務署に提出して原告名義の預金口座から振替納付をし、③平成17年分確定申告に基づく所得税については、平成18年9月から平成21年10月まで3年以上にわたって、本件各確定申告に異議を述べることなく、自らに納付義務があることを前提として納税相談を行い、滞納分の分割納付を行っていたものである。これら諸点に照らすと、原告は、平成15年以降、Aの役員として、Aの顧問税理士である丙税理士に対し、必要が生じた場合には確定申告を行うことを包括的に委任していたと考えられる。したがって、本件各確定申告は、原告の了解の下に行われたものであり、仮に、丙税理士が代理権限を有していなかったとしても、原告は、上記納付の都度、本件各確定申告がされていることを知った上、少なくともこれを黙示的に追認したものである。

(イ) 申告納税制度の下では、確定申告書の提出により租税債務は確定し、当該租税債務を減額是正する方法は更正の請求以外にはないから、確定申告書の記載内容につき客観的に明白かつ重大な錯誤があったり、その是正を許さないならば原告の利益を著しく害すると認められる特別の事情がある場合を除き、課税要件事実の不存在を理由に確定申告の無効を主張することは許されないというべきである。本件においては、錯誤が客観的に明白であるとはいえないし、原告の主張を前提にすると、平成18年の春過ぎ頃には本件株式の譲渡による譲渡所得が自身に帰属するものとして税務処理がされていたことを知ったと

いうのであるから、申告期限から1年以内（通則法23条）に更正の請求をすることが可能であった。したがって、上記特段の事情があるということができないから、課税要件事実の不存在をいう原告の主張は、失当である。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)のとおり、原告は、平成17年分確定申告によって所得税492万2200円の納付義務を負う。したがって、原告の被告国に対する請求は、いずれも理由がない。

(2) 被告市に対する請求について

ア 原告の主張

(ア) 前記(1)アのとおり、本件各確定申告の効果は、原告に帰属しない。なお、原告は、本件各確定申告が丙税理士の無権代理行為によって行われたことを明確に認識した平成21年10月1日以降も、市民税・県民税を納付していたが、確定申告の効力が市民税・県民税の納付義務に影響することを明確に認識していたわけではなく、追認をする前提を欠いていた。したがって、原告が市民税・県民税の納付をしたことは、無権代理行為の追認に当たらない。

(イ) 以上のとおり、原告の平成17年分の所得は給与所得のみであり、これを前提とする市民税額48万0100円を超えて、平成18年度市民税の納付義務を負うことはない。平成17年度市民税についても、同様に、平成16年分の給与所得を前提とする市民税額の納付義務を負うにとどまる。

ところが、原告は、平成17年度分市県民税及び平成18年度分市県民税として、合計143万7200円を納付した。当時、株式の譲渡等に係る譲渡所得の金額に対する市県民税については、市民税は所得金額の3.4%に相当する金額とされ、県民税は所得金額の1.6%に相当する金額とされていたから、上記納付額143万7200円の5分の3.4に相当する金額が市民税として収受されたことになり、このうち時効により消滅した分を除いた額は、別紙「平成17年度分、平成18年度分市県民税収納状況（原告主張）」記載のとおり、72万7600円となる。

そこで、原告は、被告市に対し、平成18年度市民税を納付すべき債務が48万0100円を超えて存在しないことの確認を求めるとともに、地方税法17条に基づき、平成17年度の市民税及び平成18年度の市民税の一部として納付した72万7600円の還付とこれに対する同法17条の4第1項及び同法附則3条の2に基づく別紙還付加算金目録記載2のと通りの還付加算金の支払を求める。

イ 被告市の主張

(ア) 原告に対する平成17年度分及び平成18年度分の各市民税・県民税賦課決定処分は、被告市が名古屋東税務署から収受した平成16年分及び平成17年分の各確定申告書により必要な事項を把握し、地方税法の規定に基づき算出した税額を基に行われた。そして、被告市は、上記市民税について、市民税（普通徴収）の納税通知書を当時の原告の住所に送付しており、原告に対する上記各賦課決定処分に基づく租税債務は、原告が上記各納税通知書の送付を受けた時に確定している。

(イ) 丙税理士による本件各確定申告の有効性については、被告国の主張を援用する。加えて、原告の主張を前提とすると、原告は、遅くとも平成18年春過ぎ頃には本件株式の譲渡による譲渡所得が自身に帰属するものとして税務処理がされていたことを知ったにも

かかわらず、その後も平成22年3月までの間、平成17年度及び平成18年度の市民税・県民税の納付を継続していたというのであるから、仮に、丙税理士が代理権限を有していなかったとしても、原告がこれを黙示的に追認したことは明らかである。また、原告に対する平成17年度分及び平成18年度分の各市民税・県民税賦課決定処分は、法令等に定められた方法に基づき適正に行われており、無効となるような瑕疵はない。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)のとおり、原告は、平成17年度分及び平成18年度分の各市民税・県民税賦課決定処分により市民税の納付義務を負うから、原告の被告市に対する請求は、いずれも理由がない。

なお、仮に上記各賦課決定処分が無効と判断されたとしても、地方団体の徴収金を還付する場合の還付加算金を計算する期間の起算日については、地方税法17条の4第1項ではなく、同条5項の規定により、同法17条の6第1項3号の規定に基づく賦課決定の一部取消し又は取消しの日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日とするのが適当である。

(3) 被告県に対する請求について

ア 原告の主張

(ア) 被告県に対する訴えの適法性に関する被告県の主張は、争う。

県民税は被告県が課すものであり（地方税法4条1項、2項1号）、県民税の租税債権者は被告県にほかならない。個人の道府県民税の賦課徴収は、当該道府県の区域内の市町村が当該市町村の個人の市町村税の賦課徴収の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとされているが（同法41条1項）、これはあくまで事務処理の便宜上、租税債権者である道府県に代わり、市町村が道府県民税の賦課徴収事務を担当するというものにすぎない。債権者と債務者との間で、存否が問題となる債権の不存在を確認することこそが、当事者間の紛争の抜本的解決につながるものである以上、被告県に対する県民税の納付義務不存在確認の訴えは、適法である。

また、被告県は、被告市から、収納した原告の県民税の払い込みを受け（地方税法42条3項）、これにより利得を得ているから、不当利得である払込相当額を還付金として原告に対して返還する義務を負う。地方税法47条1項2号及び3号は、市町村が個人の道府県民税について、市町村が還付金を還付し、又は還付加算金の支払をした場合において、道府県は市町村に対し、還付金及び還付加算金相当額を徴収取扱費として交付しなければならないとするが、これは、市町村が個人に対し、道府県民税について還付金及び還付加算金を支払った場合における道府県と市町村の費用調整のあり方について定めたものにすぎず、本件のように個人が訴訟手続をもって道府県に対し県民税に関する還付及び還付加算金の支払を請求することを否定する趣旨ではない。したがって、被告県に対する県民税に係る還付金及び還付加算金の支払を求める訴えは、適法である。

(イ) 前記(1)アのとおり、本件各確定申告の効果は、原告に帰属しない。したがって、原告の平成17年分の所得は給与所得のみであり、これを前提とする県民税額14万6000円を超えて、平成18年度県民税の納付義務を負うことはない。平成17年度県民税についても、同様に、平成16年分の給与所得を前提とする県民税額の納付義務を負うにとどまる。

ところが、原告は、平成17年度分市県民税及び平成18年度分市県民税として、合計

143万7200円を納付した。上記納付額143万7200円の5分の1.6に相当する金員が県民税として収受されたことになり、このうち時効により消滅した分を除いた額は、別紙「平成17年度分、平成18年度分市県民税収納状況（原告主張）」記載のとおり、34万2400円となる。

そこで、原告は、被告県に対し、平成18年度県民税を納付すべき債務が14万6000円を超えて存在しないことの確認を求めるとともに、地方税法17条に基づき、平成17年度の県民税及び平成18年度の県民税の一部として納付した34万2400円の還付とこれに対する同法17条の4第1項及び同法附則3条の2に基づく別紙還付加算金目録記載3のとおりので還付加算金の支払を求める。

イ 被告県の主張

(ア) 被告県は、県民税の賦課徴収権を有しておらず、実際、原告に対する県民税の賦課徴収を行っていない。したがって、本件訴えのうち、原告の被告県に対する平成18年度の県民税を納付すべき債務が14万6000円を超えて存在しないことの確認を求める部分は、確認の利益がなく、被告県には被告適格もないため、不適法である。また、県民税の過誤納金の還付及び還付加算金の支出は、被告県ではなく、被告市が行うものであるから、本件訴えのうち、被告県に対する還付金等の支払を求める部分も、被告適格を欠き、不適法である。

(イ) 原告の県民税に関する主張は、争う。前記(1)イのとおり、本件各確定申告は有効であるから、これを前提とする県民税の賦課徴収に違法はない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

(1) まず最初に、平成17年3月10日付け預貯金口座振替依頼書（乙3）の原告作成部分の成立の真正について検討する。

甲8、20、乙14、24、41の2及び50の原告の氏名が原告の自署によるものであることは、原告の認めるところであり、これと乙3の原告の氏名とを対照すると、その筆跡は同一であることが肯認できるから、乙3は、民訴法228条4項の規定により、原告の意思に基づき真正に成立したものと推定すべきである。

(2) そこで、これを前提にして、前記認定事実に、掲記の証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。

ア Aにおける原告の地位等

原告は、平成13年頃、Aに入社し、平成15年7月1日、取締役役に就任した。これに伴い、原告は、Aから、平成15年には525万円、平成16年以降は1080万円の役員報酬を得ており、取締役副社長として営業全般を統括し、資金繰りにも関与する立場にあった。

(甲1、乙1、4、26、証人丙、原告本人)

イ Aにおける新株発行を利用した資金調達スキームの策定等

(ア) Aは、平成●年●月●日に設立された水処理装置全般の設計、施工、製作、販売等を目的とする非上場の株式会社であり、平成16年当時、地下水を開発して災害時の飲料水等を確保するプラント事業に取り組んでいた。当時、Aは、事業展開のために資金を必要としていたが、従業員30人ほどのいわゆるベンチャー企業であったこともあって、資金調達は容易ではなく、資金繰りの困難な状態が続いていた。(甲1、原告本人)

(イ) そこで、Aは、役員や従業員に指示して、Aが発行する新株の払込金に充てるという名目で取引金融機関であるB信金から借入れをさせた上、当該借入れに係る金員を受領し、さらに、Aにおいて、当該借用名義人を引受人として発行されたAの新株を第三者に売却し、その代金を取得するという資金調達スキーム(以下「本件資金調達スキーム」という。)を考案した。本件資金調達スキームは、Aの代表取締役である乙、財務担当部長である丁及び顧問税理士である丙税理士が中心になって検討したものであったが、原告は、副社長としてAの資金繰りについても深く関与し、丙税理士にも相談を持ちかけていたことから、本件資金調達スキームやこれに必要な新株発行の概要を了知していた。(証人丙、原告本人)

(ウ) 乙は、平成16年4月頃、Aの役員や従業員に本件資金調達スキームの概要を説明し、協力を求めた。乙の説明では、Aが役員報酬や給与に借入金の返済分等を上乘せして支払い、借用名義人に金銭的な負担をかけることはないということであったため、約8割の従業員が協力を申し出た。(原告本人)

(エ) これを受けて、Aは、平成16年4月10日頃、1株1万円の発行価額で2000株の新株を発行し、役員や従業員に割り当てた。原告は、上記新株発行を議案とする同日付け取締役会議事録(乙41の4)に取締役として押印し、自らを引受人(引受数500株、払込金総額500万円)とする同月27日付け株式申込証(乙41の2)に署名押印した上、同月30日には、B信金との間で、自社株購入資金目的で500万円を借り入れる旨の金銭消費貸借契約を締結した。

なお、本件資金調達スキームに協力した従業員らは、それぞれ25株程度を引き受けるにとどまったが、代表取締役である乙は650株を、取締役副社長である原告と同じく取締役副社長である戊は500株ずつを引き受けた。(甲1、8、乙41、原告本人)

(オ) Aが発行した前記(エ)の2000株の株式は、その後、乙が中心となって売却を進め、Aの資金調達に供された。原告を引受人として発行された本件株式500株のうち少なくとも150株については、平成16年12月1日から同月10日にかけて、残りのうち少なくとも250株については、平成17年1月14日から同年2月10日にかけて、いずれも1株当たり8万円で第三者に売却された。(甲14ないし16、乙2、5)

ウ 丙税理士による確定申告の経緯等

(ア) 丙税理士は、平成16年12月頃、乙及び丁から、本件資金調達スキームの実行に伴って、引受人となった役員や従業員に生じた株式譲渡による譲渡所得について、確定申告の手続を行うよう依頼され、株式の売却数や売却金額等を記載した一覧表等を受け取った。これを基にして、丙税理士は、平成17年2月から3月中旬までの間に、これら役員や従業員についての平成16年分所得税の確定申告を行った。(甲19、証人丙)

(イ) 丙税理士は、平成17年3月15日、名古屋東税務署長に対し、原告の平成16年分所得税確定申告書(乙1及び2)を郵送した。これに先立ち、原告は、同月10日頃、申告所得税等を口座振替によって納付するための預貯金口座振替依頼書(乙3)を作成した。上記預貯金口座振替依頼書には、原告がAからの役員報酬の振込先や、生命保険料、クレジットカード利用料等の引落先として利用しているB信金の原告名義の普通預金口座(以下「本件口座」という。)が納税振替口座として記載され、原告の金融機関届出印が押印されていた。上記預貯金口座振替依頼書は、同月15日頃、丙税理士を通じて名古屋東税

務署長に提出された。(甲9、11、乙1ないし3)

(ウ) 本件資金調達スキームの実行に伴って引受人となった役員や従業員に生じる株式譲渡に係る所得税については、Aにおいて負担することになっていた。このため、本件口座には、平成17年4月15日、平成16年分所得税の申告納税額(219万1400円)にほぼ見合う220万円が株式会社C名義で振り込まれ、同月19日、上記申告納税額全額が口座振替によって全額納付された。(甲9、11、乙1ないし3)

(エ) 原告の下には、平成17年分所得税の確定申告の開始に先立ち、名古屋東税務署から、原告の前年の申告状況を踏まえてあらかじめ原告の住所氏名、管轄税務署、振替利用の金融機関名、整理番号等が印字された確定申告書用紙が送付された。丙税理士は、原告から受け取った上記確定申告書用紙を用いて原告の平成17年分所得税確定申告書(乙4及び5)を作成した上、平成18年3月15日、名古屋東税務署長に対し、これを郵送した。(乙4、5)

(オ) なお、丙税理士は、前記(イ)及び(エ)の各確定申告以前にも、平成16年3月15日、名古屋東税務署長に対し、原告の平成15年分所得税確定申告書(乙26及び27)を郵送していた。同確定申告書には、還付される税金額が9800円となるとされており、還付される税金の受取場所として本件口座が記載されていた。これを受けて、本件口座には、同年4月5日、還付金9800円が振り込まれ、その後、この金員は、原告によって費消された。(甲9、11、乙26、27)

エ 所得税をめぐる原告と所轄税務署との折衝の経緯等

(ア) 平成17年分所得税の納期限は、平成18年3月15日であったが、本件口座の残額不足のため、原告の平成17年分所得税の申告納税額492万2200円の振替納税は行われず、全額滞納となった。そこで、滞納国税の催告に当たっている名古屋国税局の納税コールセンターが、平成18年7月24日、原告に対し、上記滞納所得税492万2200円の納付を求める催告書を送付したところ、同年8月28日、原告から、滞納国税の納付相談を求める申出があった。(乙6)

(イ) 原告は、平成18年9月6日、名古屋東税務署を訪問し、原告の滞納国税の徴収事務を担当していたD国税徴収官(以下「D徴収官」という。)と面接した。その際、原告は、D徴収官に対し、「本件株式の売却によって多額の税金が発生したが、譲渡代金を知人に貸したため、納税資金がなくなった。とりあえず50万円だけ納付し、残りは毎月50万円ずつ分割して納付したい。」旨説明し、持参した50万円を平成17年分確定申告に係る所得税の一部として納付した。面接中、原告が確定申告の事実や自らの納税義務を否定するような言動に出ることは一切なかった。(乙6、7)

(ウ) 原告は、平成18年11月2日、名古屋東税務署においてD徴収官と面接し、「本件株式の売却は、平成17年夏頃、A内で行い、現金で譲渡代金を受領した。譲渡代金は、その全額を清須市のEという知人に貸し付けたが、借用書はない。手取給与約60万円から生活費を除くと、月額40万円ほどしか納付できないので、今後も毎月40万円ずつ納付していく。」旨説明し、持参した40万円を平成17年分確定申告に係る所得税の一部として納付した。D徴収官は、原告の財産調査を行った上、財産があれば差押えをすることがあることを説明し、原告から申告のあった生命保険に関する権利を差し押さえる可能性がある旨を述べた。これに対し、原告が異議を述べたり、自己の納税義務や確定申告の

事実を否定するようなことはなかった。（乙6、9）

- (エ) 名古屋東税務署は、平成19年1月24日、原告に対し、滞納税額と過去1年間の納付状況が記載された「未納国税の納付について」と題する書面を送付したが、これに対し、原告が異議を申し出るようなことはなかった。（乙6）
- (ウ) D徴収官は、原告の毎月の納付額が平成19年1月から月5万円に減少していたことから、同年4月16日、原告の携帯電話に電話をかけ、納付額減少の理由を尋ねた。これに対し、原告は、「勤務先の業績悪化のため、給与を月額40万円に減らされた。以前のように毎月40万円納付するのは無理であるが、今後は月額5万円以上の納付を続けたい。」旨説明した。これを受けて、D徴収官は、月額10万円以上の増額や滞納国税の早期納付のために貸付金の回収等を検討するよう求めたが、原告がこれに異議を唱えたり、自己の納税義務や確定申告の事実を否定するようなことはなかった。（乙6、43）
- (カ) 原告は、平成19年5月24日、乙と共に名古屋東税務署を訪れ、D徴収官と面接した。その際、原告は、本件株式の譲渡代金をEに貸し付けた旨の従前の説明を撤回し、改めて「Aに勤務していたFに貸し付けたが、同人が死亡したため、回収は見込めない。」旨説明した上、「Aを同月20日に退職した。今後は、乙が保証人となることで、毎月10万円の納付をする。原告の生命保険の差押えはやめてほしい。」などと述べた。これに対し、D徴収官は、原告の資産状況を明らかにするように求め、分割納付については上司と相談の上で回答する旨答えた。この面談においても、原告が納税義務や確定申告の事実を否定するようなことはなかった。（乙6）
- (キ) その後、D徴収官は、原告が津島税務署管内に転居した旨を聞き及んだことから、平成19年5月29日、原告に対し、転居に伴い、滞納国税に関する相談窓口が津島税務署となる旨教示した。これを受けて、原告は、同年6月13日、津島税務署を訪れ、管理・徴収部門の担当者であるG国税徴収官（以下「G徴収官」という。）と面接し、「平成17年分所得税の滞納について、乙が保証人となるので、1年間の分割納付を認めてほしい。」旨申し入れた。G徴収官は、名古屋東税務署から引継書類が届いていなかったことから、原告の収入や財産の状況等を聴取するにとどめ、引継完了後に改めて連絡する旨を伝えた。（乙10）
- (ク) 津島税務署は、平成19年6月21日、原告に対し、滞納国税の明細が記載された「住居の変更に伴う管轄税務署の変更通知」を送付し、同月27日、原告から、回答書（乙14）を受領した。回答書には、「さきに通知を受けました税額に相違ありません。」又は「さきに通知を受けました税額の下記の点が違っています。」のうちいずれかを選択して印を付す欄があり、原告から返送された回答書には、前者に印が付されていた。（乙14）
- (ケ) 原告は、平成19年8月1日、原告宅近くの喫茶店で、津島税務署外6税務署の徴収事務を担当していた熱田税務署H特別国税徴収官及び熱田税務署特別国税徴収官付I上席国税徴収官（以下「I上席徴収官」という。）と面接し、①Aの業績悪化に伴いリストラをされた、②現在収入がなく、妻の収入で生計を立てている、③本件株式の譲渡代金はAの社員であるF某に貸し付けたが、Fは死亡した、④乙と相談して2年で完納したいと考えているので、2年間の分割納付を認めてもらいたい、などと述べた。これに対し、I上席徴収官は、原告に対し、換価の猶予（国税徴収法151条及び152条）の適用を受

- けるために必要な納税保証書などの担保供与に関する用紙を交付し、必要事項を記載して提出すれば、換価の猶予及び分割納付を認めるか否かを検討する旨説明し、併せて、今後の納付計画を連絡するよう指導した。(乙13)
- (ロ) 津島税務署長は、平成20年3月12日、原告から、平成19年分所得税確定申告書が提出されたのを受けて、これに基づく所得税の還付金31万5660円を原告の滞納国税に充当した上、その旨を原告に通知した。これに対しても、原告が異議を申し出るようなことはなかった。(乙15)
- (ハ) I上席徴収官は、平成20年4月8日、原告の携帯電話に電話をかけ、納付計画の検討状況等を問い合わせた。原告は、乙に保証人となることを拒まれた旨説明するとともに、①本件株式の譲渡代金はAの主導で貸し付けたものであり、Aが税金を負担すると思っていた、②これまでに納付した金銭はAから提供を受けた資金によるものであった、③原告に納付義務があることは理解しているが、乙とは、納得がいくまで話し合い、弁護士を介して乙と争うことも考えているので、しばらく時間がほしい、などと述べた。I上席徴収官は、同年5月末までに納付計画を連絡するよう求め、連絡がない又は納付計画が立たない場合は、差押えをすることになる旨伝えたが、原告がこれに異議を唱えたり、自己の納税義務や確定申告の事実を否定するようなことはなかった。(乙13)
- (ニ) 原告は、平成20年4月9日、I上席徴収官に電話をかけ、乙が平成19年5月24日の面接時に保証人になる旨述べたことを書き留めた記録の写しの交付を求めた。これに対し、I上席徴収官は、当該申出を断った。(乙13)
- (ホ) その後も、原告は、平成20年5月30日に2万円、同年9月12日、同年11月27日、平成21年2月24日及び同年7月7日に各1万円を納付し、同日の納付時には、津島税務署の管理・徴収第二部門J国税徴収官(以下「J徴収官」という。)に対し、「『未納国税についてのお知らせ』が届いたので、滞納国税の納付に来了。」旨述べた。そこで、J徴収官は、今後の滞納国税の納付計画を尋ね、原告が「本件株式の譲渡代金はAが費消した。乙は夜逃げをした。自分は詐欺に遭ったようなものである。」などと述べたため、「確定申告が原告名義でされているため、原告が納付することとなる。」旨説明したところ、原告は、「確定申告したものを支払わなければならないことは分かっている。」と述べた。これを受けて、J徴収官は、原告に対し、滞納国税の納付計画を立てるため、直近2ないし3か月の収支状況をまとめて同年7月末までに提出するよう依頼し、原告の了解を得た。(乙11、16ないし20)
- (ヘ) 原告は、平成21年7月30日、津島税務署に対し、原告の収支状況等を記載した「支出状況(月間)をご報告します。」と題する書面(乙21)を提出した。同書面には、原告の同年5月及び6月の収入及び支出の内訳と金額等が記載されていた。(乙21)
- (ロ) 原告は、平成21年10月1日、津島税務署において1万円を納付した上、同署徴収部門のK上席国税徴収官(以下「K徴収官」という。)に対し、①原告が取締役副社長をしていたAの資金繰りが悪くなったため、原告がAの株式を購入するという名目で、B信金から500万円の借入をし、当該金員はAの運転資金となった、②Aの従業員ほぼ全員が上記のような借入をし、原告を含む副社長2人は1人500万円、他の従業員は1人30万円を借り入れ、借入金の返済資金は、Aが、給与に上乗せして毎月支払った、③原告が平成19年5月にAを退職したところ、Aは原告に対して上記借入金の返済資金を支給

しなくなったので、原告は借入金を返済することができなくなり、B信金は、保証人に対して請求した、④株式の譲渡は、名目上原告が購入した株式をAが第三者に対して売却したものであり、原告が当該譲渡にかかる税金を納付すべきものではない、⑤原告は、Aの経理担当であった丁から、原告名義で確定申告をすることを聞いた記憶はあるが、現実に確定申告書を提出したか否かについては聞いておらず、確定申告書に署名、押印したことはないが、自分名義の確定申告書が提出されているので、やむを得ず納税している、などと述べた。これに対し、K徴収官は、納付の継続と平成21年12月に来署して経過を説明するよう求めた。

原告は、同日、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律13条1項の規定に基づき、開示を請求する保有個人情報を「平成17年分の所得税の確定申告書第一表、第二表及び第三表並びに株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」と特定して、保有個人情報開示請求をした。(乙12、23、24)

(ク) 原告は、平成21年10月30日、K徴収官に電話をかけ、「平成17年分確定申告書は自分が提出をしたものではない。不服申立てをしたい。」旨述べ、株式譲渡に係る課税事務を担当する津島税務署資産課税部門のL上席国税調査官(以下「L調査官」という。)に対しても、「確定申告書は丙税理士が勝手に提出したもので、原告が提出したものではない。不服申立てをしたい。」旨申し述べた。これに対し、L調査官が、確定申告は不服申立ての対象とはならないことを説明し、作成者である丙税理士と話をしてみようことを勧めたところ、原告は、丙税理士と相談してしかるべき措置を採りたいなどと述べた。(乙12、22)

(ケ) 丙税理士は、平成21年11月頃、原告から、「Aが本件株式の譲渡に係る税金を支払わず、困っている。」旨の相談を受けた。当時、丙税理士は、本件資金調達スキームの実行に伴って引受人となった役員や従業員に生じる株式譲渡に係る所得税については、当初の予定どおり、Aにおいて負担したものと考えていたことから、気の毒に思ったものの、既に更正請求の期間が経過していたため、「更正の請求書」の用紙を利用して「平成17年分所得税の更正の嘆願書」と題する書面(甲10)を作成した上、平成21年12月7日、津島税務署長に提出した。

なお、上記書面の原告の氏名右横の印影は、原告の平成15年分ないし平成17年分の所得税の各確定申告書の原告の氏名右横の印影と同一の印章によって顕出されたものであった。(甲10、19、乙12、22)

(コ) 原告は、平成22年1月22日、丙税理士及びAの関係者を伴って津島税務署を訪れ、L調査官と面接した。原告らは、L調査官に対し、平成16年及び平成17年に売却された原告名義のAの株式の取引ごとの譲渡益及び税額を試算した「株式譲渡益の計算 甲様」と題する書面を提出した上、①平成17年分所得税確定申告書に係る株式譲渡は、資金繰りに困ったAが原告の名義を借りてした取引であり、原告自身は株式譲渡をしていない、②本件株式は、原告がB信金から500万円を借り入れ、その資金をAに出資して取得したものであるところ、Aが売却して譲渡代金を運転資金にしたものであり、原告は譲渡代金を受け取っていない、③原告は、Aが給与に上乗せして支給した返済資金によりB信金からの借入金を返済していた、などと説明し、嘆願を認めて原告の所得税を減額更正するよう求めた。これに対し、L調査官は、原告らの説明を聞いた限りでは、減額更正をする

理由はない旨説明した。(乙12、22)

(テ) その後、原告は、平成22年4月2日、国を被告として、本件各確定申告の無効確認を求める前訴を提起したが、同年●月●日、確認の利益を欠くなどとして訴えを却下する旨の判決を受けた。これを受けて、原告は、同年11月19日、本件訴えを提起するに至った。(乙25)

オ 市民税・県民税をめぐる原告と区納税課職員との折衝の経緯等

(ア) 被告市市税事務所長は、原告の平成16年分所得税確定申告書の記載に基づき税額を算出した上、平成17年6月1日付けで、原告に対し、平成17年度市民税・県民税(普通徴収)納税通知書を送付した。同納税通知書には、平成16年中の分離課税の所得(株式等の譲渡、未公開分)は1466万6600円であり、差引普通徴収分として同納税通知書により納める税額は73万3200円である旨が記載されていた。これに対し、原告が異議を述べるようなことはなく、平成17年6月24日、第1期分18万4200円が納付された。その後、被告市市税事務所長は、原告に対し、同年9月22日に第2期分の督促状を、同年11月24日に第3期分の督促状を、平成18年2月24日に第4期分の督促状を送付したが、これらに対しても、原告が異議を唱えるようなことはなく、平成17年度市民税・県民税については、平成19年1月9日までに全額納付された。(丙12、13)

(イ) 被告市市税事務所長は、原告の平成17年分所得税確定申告書の記載に基づき税額を算出した上、平成18年6月1日付けで、原告に対し、平成18年度市民税・県民税(普通徴収)納税通知書を送付した。同納税通知書には、平成17年中の分離課税の所得(株式等の譲渡、未公開分)は3299万9850円であり、差引普通徴収分として同納税通知書により納める税額は164万9900円である旨が記載されていたが、原告がこれに異議を述べるようなことはなかった。(丙14の2)

(ウ) 被告市市税事務所長は、平成18年度市民税・県民税の納付がなかったため、平成18年7月24日に第1期分の督促状を、同年9月22日に第2期分の督促状を送付した。また、名古屋市長から市民税・県民税の賦課及び徴収に関する事務の委任を受けた名古屋市東区長(以下「東区長」という。)は、同月29日、原告名義の電話加入権の差押えをした。これらに対しても、原告が異議を述べるようなことはなかった。(丙12)

(エ) 原告は、平成18年10月20日、東区役所を訪れ、滞納している市民税・県民税について、毎月10万円ずつ分納することを申し出た。これを受けて、東区役所納税課職員は、同年11月から毎月5日を期限として10万円の納付書をA宛に送付する旨を伝えた。(丙12)

(オ) 原告は、平成19年1月29日、東区役所納税課職員に対し、原告の市民税の滞納残額明細の送付を依頼した。これを受けて、同課職員は、原告に対し、滞納市税明細を送付した。(丙12)

(カ) 原告は、平成19年4月6日、東区役所納税課職員に対し、①東区長が差し押さえている原告名義の電話加入権について、設置場所を移転したい旨、②同年5月分以降の市民税・県民税の分納に係る納付書については、変更後の設置場所である愛知県海部郡●●に送付してほしい旨述べた。(丙12)

(キ) 原告は、平成19年9月5日、東区役所納税課に電話をかけ、「5月にAを退職し、

今月就職したばかりで、滞納している市民税・県民税の8月分及び9月分の返済分を納付することができなかった。同年9月末までには納付計画を立てるので、しばらく待つてほしい。」旨説明した。(丙12)

(ク)ところが、その後の納付がなかったことから、東区役所納税課は、平成20年9月17日、原告に対し、納税計画の提出を求める催告書を送付した。これを受けて、原告は、同月25日、東区役所納税課に電話をかけ、「滞納国税について毎月1万円の分納をしており、今月仕事を始めたばかりで余裕がない。滞納市税については、10月末から1万円ずつ分納する。」旨説明した。(丙12)

(ケ)その後、平成20年10月末から、月1万円が納付されるようになったことから、東区役所納税課は、平成21年4月14日、原告に対し、分割額の再検討を求める書面を送付した。これを受けて、原告は、東区役所納税課に電話をかけ、「滞納国税を分納しているので、滞納市民税・県民税の分納額の増加は難しい。」旨説明した。(丙12)

(コ)その後も、原告は、平成22年3月24日までの間、ほぼ毎月、1万円又は2万円の納付を続けていたが、同月31日、東区役所納税課に対し、「本件各確定申告について訴訟を提起したので、判決が出るまで納付を停止する。」旨電話連絡した。この電話連絡がされるまでの間、原告が名古屋市や東区役所の担当者等に対し、平成17年度及び平成18年度の各市民税・県民税(普通徴収)納税通知書に係る市民税や県民税の納付義務を否定したり、本件各確定申告の事実を否定するようなことは一切なかった。(丙12)

2 本件各確定申告の効力

(1) 前記1で認定した事実によると、①本件各確定申告は、いずれも丙税理士によって行われたものであるけれども、このうち平成16年分所得税確定申告の際には、原告自身の作成した預貯金口座振替依頼書(乙3)が丙税理士を通じて名古屋東税務署に提出され、これに基づき原告が日常的に利用していた本件口座から所得税の振替納付が行われたこと、②平成17年分所得税確定申告の際には、原告の下には、名古屋東税務署から、原告の前年の申告状況を踏まえてあらかじめ原告の住所氏名、管轄税務署、振替利用の金融機関名、整理番号等が印字された確定申告書用紙が送付されており、丙税理士は、原告から受け取ったこの確定申告書用紙を用いて平成17年分所得税確定申告書(乙4及び5)を作成し、これを提出したこと、③原告の平成15年分所得税確定申告も、丙税理士によって行われており、これに基づく還付金は、本件口座に振り込まれ、原告により費消されたこと、④本件各確定申告は、資金繰りに窮したAが、役員等に指示して、Aが発行する新株の払込金に充てるという名目でB信金から借入れをさせた上、当該借入れに係る金員を受領し、さらに、Aにおいて、借用名義人を引受人として発行された新株を第三者に売却し、その代金を取得するという本件資金調達スキームの一環として、引受人に発生した株式譲渡による譲渡所得を申告するために行われたものであるところ、原告は、取締役副社長としてAの資金繰りにも深く関与し、本件資金調達スキームやこれに必要な新株発行の概要を了知していたこと、⑤原告は、平成17年6月には、平成16年中の分離課税の所得(株式等の譲渡、未公開分)が1466万6600円である旨が記載されている平成17年度市民税・県民税(普通徴収)納税通知書の送付を受け、平成18年6月には、平成17年中の分離課税の所得(株式等の譲渡、未公開分)が3299万9850円である旨が記載されている平成18年度市民税・県民税(普通徴収)納税通知書の送付を受け、上記各市民税・県民税の督促や電話加入権の差押えを受けるなどしたが、これらに対して異議を述べ

るようなことは一度もなく、平成22年3月に至るまで5年近くもの間、上記各市民税・県民税の納付を続けたこと、⑥さらに、原告は、平成17年分所得税（492万2200円）が全額滞納となったため、平成18年7月以降、滞納国税の督促を受けるようになったにもかかわらず、平成21年10月に至るまで、これに異議を唱えたり、自己の納税義務や確定申告の事実を否定するようなことは一切なかったばかりか、平成19年6月には、滞納国税の明細が記載された書面の送付を受けて、「さきに通知を受けました税額に相違ありません。」とする回答書を返送した上、平成21年7月にも、「確定申告したものを支払わなければならないことは分かっている。」と述べ、税務署の求めに応じて滞納国税の納付計画作成の資料となる収支状況報告書を提出するなど、一貫して、自らに納税義務があることを前提とする言動を繰り返し、税務署員との間で納付方法等について協議、相談を重ねながら、約3年間にわたって平成17年分所得税の分割納付を続けたこと等を指摘することができる。

これら諸事情に鑑みると、原告の平成16年分所得税及び平成17年分所得税の各確定申告書は、原告の了解の下に丙税理士によって作成、提出されたものであることは明らかであるから、本件各確定申告が権限のない者によって行われたものであって原告にその効果が帰属しないということとはできない。

- (2) 申告納税制度の下においては、納税義務者の意思に基づく申告により納税義務が確定したときは、更正の請求のような特別の法定手続以外の方法による確定申告の内容の是正を許さなければ、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がない限り、納税義務者は、課税要件事実の不存在を主張することはできないと解すべきである（最高裁昭和●●年(○)第●●号同39年10月22日第一小法廷判決・民集18巻8号1762頁参照）。

本件においては、本件各確定申告が原告の意思に基づくものであることは、前記(1)で説示したとおりであるから、更正の請求のような特別の法定手続以外の方法による本件各確定申告の内容の是正を許さなければ、原告の利益を著しく害すると認められる特段の事情がない限り、原告は、本件株式の譲渡による譲渡所得の不存在を主張することは許されない。

前記1で認定した事実によると、①原告は、Aの取締役副社長としてその資金調達に協力する目的で、Aが発行する新株の払込金に充てるという名目でB信金から金員を借り入れた上、本件株式の引受人となり、Aにおいて本件株式を第三者に売却してその代金を取得することを了承したこと、②本件株式の譲渡による譲渡所得は、原告が了承した上記資金調達のための一連の行為によって発生したものであること、③原告は、平成17年6月には、平成16年中の分離課税の所得（株式等の譲渡、未公開分）が1466万6600円である旨が記載されている平成17年度市民税・県民税（普通徴収）納税通知書の送付を、平成18年6月には、平成17年中の分離課税の所得（株式等の譲渡、未公開分）が3299万9850円である旨が記載されている平成18年度市民税・県民税（普通徴収）納税通知書の送付を受け、平成18年7月以降は、平成17年分所得税の督促も受けていたのであるから、法定の期間内に本件各確定申告の内容を是正するために更正の請求を行うことは十分可能であったこと、④ところが、原告は、本件各確定申告の内容を是正するための措置に出るのではなく、むしろ税務署職員等に対して自らに納税義務があることを前提とする説明を繰り返し、約3年間にわたって平成17年分所得税の分割納付を続けてきたものであること、⑤原告がその後に納税義務を否定する行動に出るに至ったのは、Aの破産やその代表取締役である乙の翻意のために、当初予定されていたAや乙による納税原資の提供を受けることができなくなったという内輪の事情による

ものにすぎないこと等を指摘することができる。

これら諸点に照らすと、更正の請求のような特別の法定手続以外の方法による本件各確定申告の内容の是正を許さなければ、原告の利益を著しく害すると認められる特段の事情があるということとはできないから、原告は、本件株式の譲渡による譲渡所得の不存在を主張することは許されないというほかはない。

(3) 以上のとおりであるから、本件株式の譲渡による譲渡所得を原因とする所得税の納税義務がないとする原告の主張は、採用することができない。

3 原告の被告国に対する請求

前記2で説示したとおり、原告は、本件各確定申告によって平成16年分及び平成17年分の各所得税の納付義務を負うから、原告の被告国に対する平成17年分所得税を納付すべき債務の不存在確認請求（請求1項）及び既納付の平成17年分所得税に係る還付金請求（請求4項）は、いずれも理由がない。

4 原告の被告市に対する請求

(1) 地方税法317条の3第1項によると、前年分の所得税につき確定申告書（所得税法2条1項37号）を提出した場合には、当該確定申告書が提出された日に、地方税法317条の2第1項の規定による申告書が提出されたものとみなされる（同法317条の3第1項）。

本件においては、前記1で認定したとおり、被告市市税事務局長は、本件各確定申告に基づき税額を算出した上、原告に対し、平成17年度及び平成18年度の各市民税・県民税（普通徴収）納税通知書を送付し、もって平成17年度及び平成18年度の各市民税・県民税賦課決定処分をしたものであり、原告が上記各賦課決定処分に対する法定の不服申立て（地方税法19条1号参照）手続を採ったことについては、何らの主張、立証もない。

そして、前記2で説示したところによると、本件各確定申告の効果は、原告に帰属しており、更正の請求のような特別の法定手続以外の方法による本件各確定申告の内容の是正を許さなければ、原告の利益を著しく害すると認められる特段の事情があるということもできないから、本件各確定申告に基づいて行われた平成17年度及び平成18年度の各市民税・県民税賦課決定処分に重大かつ明白な瑕疵があるということとはできない。

(2) 以上によると、原告は、平成17年度及び平成18年度の各市民税・県民税賦課決定処分によって平成17年度及び平成18年度の各市民税の納付義務を負うから、原告の被告市に対する平成18年度市民税を納付すべき債務が48万0100円を超えて存在しないことの確認請求（請求2項）並びに既納付の平成17年度及び平成18年度の市民税に係る還付金請求（請求5項）は、いずれも理由がない。

5 原告の被告県に対する請求

(1) 本件各確定申告に基づいて行われた平成17年度及び平成18年度の各市民税・県民税賦課決定処分に重大かつ明白な瑕疵があるということができないことは、前記4で説示したとおりである。

したがって、原告は、平成17年度及び平成18年度の各市民税・県民税賦課決定処分によって平成17年度及び平成18年度の各県民税を納付義務を負うから、原告の被告県に対する平成18年度県民税を納付すべき債務が14万6000円を超えて存在しないことの確認請求（請求3項）並びに既納付の平成17年度及び平成18年度の県民税に係る還付金請求（請求6項）は、いずれも理由がない。

(2) なお、被告県は、県民税の賦課徴収権を有しておらず、県民税の過誤納金の還付等も、被告県ではなく、被告市が行うから、原告の被告県に対する上記各請求に係る訴えは、確認の利益を欠き又は被告適格を欠くものであって、不適法である旨主張する。

しかしながら、被告県が本件訴訟において平成18年度県民税の存在を主張していることは当裁判所に顕著である。また、地方税法によると、個人の県民税の賦課徴収については、当該県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものの(41条)、当該市町村長から県知事に対して個人の県民税の滞納に関する報告があった場合には、県知事が当該市町村長の同意を得て、当該報告に係る滞納者の全部又は一部について1年を超えない範囲内で定めた一定期間に限り、県の徴収吏員は、当該滞納に係る県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金を徴収し、又は滞納処分をすることができるとされている(48条)。そうすると、原告の被告県に対する上記確認請求(請求3項)に係る訴えは、確認の利益を欠くものではないし、被告県に被告適格がないということもできない。

また、給付の訴えにおいては、その訴えを提起する者が給付義務者であると主張している者を被告とすれば足りるのであって、その者が当該義務を負うかどうかは本案の問題にすぎないのであるから、原告の被告県に対する上記還付金支払請求(請求6項)に係る訴えが不適法なものであるということとはできない。

したがって、被告県の上記主張は、いずれも採用することができない。

第4 結論

以上の次第で、原告の本件請求は、いずれも理由がないからこれを棄却すべきである。よって、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 福井 章代

裁判官 笹本 哲朗

裁判官 沖本 尚紀

還付加算金目録

- 1 (1) 233万5660円のうち50万円に対する平成18年10月7日から支払決定又は充当決定の日（以下「支払決定等の日」という。）まで
- (2) 233万5660円のうち40万円に対する平成18年11月5日から支払決定等の日まで
- (3) 233万5660円のうち40万円に対する平成18年12月3日から支払決定等の日まで
- (4) 233万5660円のうち40万円に対する平成19年1月9日から支払決定等の日まで
- (5) 233万5660円のうち5万円に対する平成19年2月11日から支払決定等の日まで
- (6) 233万5660円のうち5万円に対する平成19年3月3日から支払決定等の日まで
- (7) 233万5660円のうち5万円に対する平成19年4月3日から支払決定等の日まで
- (8) 233万5660円のうち5万円に対する平成19年5月3日から支払決定等の日まで
- (9) 233万5660円のうち5万円に対する平成19年6月18日から支払決定等の日まで
- (10) 233万5660円のうち31万円に対する平成20年4月13日から支払決定等の日まで
- (11) 233万5660円のうち2万円に対する平成20年7月1日から支払決定等の日まで
- (12) 233万5660円のうち1万円に対する平成20年10月13日から支払決定等の日まで
- (13) 233万5660円のうち1万円に対する平成20年12月28日から支払決定等の日まで
- (14) 233万5660円のうち1万円に対する平成21年3月25日から支払決定等の日まで
- (15) 233万5660円のうち1万円に対する平成21年8月8日から支払決定等の日まで
- (16) 233万5660円のうち1万円に対する平成21年11月2日から支払決定等の日まで
の各期間について、平成18年1月1日から同年12月31日まで年4.1%、平成19年1月1日から同年12月31日まで年4.4%、平成20年1月1日から同年12月31日まで年4.7%、平成21年1月1日から同年12月31日まで年4.5%、平成22年1月1日から同年12月31日まで年4.3%、平成23年1月1日以降については年7.3%又は租税特別措置法93条1項に規定する特例基準割合（ただし、当該割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）のいずれか低い割合による金員

2及び3 省略

別紙

所得税の納付状況

年 分	納付年月日	納付金額(円)	納付の態様
平成16年分	平成17年4月19日	2,191,400	口座振替
	合 計	2,191,400	
平成17年分	平成18年9月6日	500,000	現 金
	平成18年10月4日	400,000	現 金
	平成18年11月2日	400,000	現 金
	平成18年12月8日	400,000	現 金
	平成19年1月10日	50,000	現 金
	平成19年2月2日	50,000	現 金
	平成19年3月2日	50,000	現 金
	平成19年4月2日	50,000	現 金
	平成19年5月17日	50,000	現 金
	平成20年3月12日	315,660	充 当
	平成20年5月30日	20,000	現 金
	平成20年9月12日	10,000	現 金
	平成20年11月27日	10,000	現 金
	平成21年2月24日	10,000	現 金
	平成21年7月7日	10,000	現 金
	平成21年10月1日	10,000	現 金
合 計	2,335,660		

別紙中「平成17年度分及び平成18年度分の市民税・県民税の収納状況」及び「平成17年度分、平成18年度分市県民税収納状況（原告主張）」 省略